

次期姫路市官民データ活用推進計画 策定の進め方等について

令和7年8月20日 令和7年度 第1回姫路市官民データ活用推進会議資料

会議の役割と位置づけ

- 官民データ活用推進基本法に規定する市町村官民データ活用推進計画の策定又は変更に関する審議を担任
- 市長の附属機関（姫路市附属機関設置条例第2条別表）
- 会議の組織、運営等に関する事項は、姫路市官民データ活用推進会議規則（以下「規則」という。）に規定

会議の概要

	規則における規定事項	現状
委員数 (規則第2条第1項)	15人以内	14人を委嘱
委員構成 (規則第2条第2項)	① 学識経験者 ② 市民 ③ 団体推薦者	① 学識経験者：2名 ② 市民：2名 ③ 団体推薦者：10名
任期 (規則第3条)	2年以内	現在委嘱中の委員は令和7年7月1日から2年間
会長及び副会長 (規則第4条)	互選にて選出	本日選出
事務局 (規則第7条)	姫路市デジタル戦略本部 デジタル戦略室	

目的

- 本市のデジタル施策を体系的に推進し、データ利活用環境の整備の促進を図ることにより、市民及び事業者等における利便性の向上や地域課題の解決、行政における事務負担の軽減等に寄与
- 本計画に基づく取組を推進することで得られるデータを利活用することにより、EBPM（根拠に基づく政策立案）を推進

計画期間・目指すべき姿等

	計画期間	目指すべき姿	基本理念	基本戦略（3つの視点）
現行（第2期）計画	令和5年度から令和7年度まで（3年間）	市民一人ひとりが暮らしに満足し、自分らしい生活を送ることができる姫路～姫路版スマート都市の実現～	さまざまな主体間の連携・交流を深め、地域の生産性と市民の暮らしを向上させるデジタル活用	① 市民一人ひとりの暮らしをより安全・安心に、より快適・便利に ② 多様な主体間の信頼と連携から生まれる新たな価値の創出（創造） ③ 豊かな地域資源のネットワーク強化で育まれる地域の魅力向上
【参考】第1期計画	令和2年度から令和4年度まで（3年間）	活力あふれ、人が輝く、生きがい先進都市	多様な人と地域を大切にし、都市全体の生産性を高めるICT・官民データ利活用	

基本的政策

方針

設定されているKPI

①行政サービスのデジタル化

- 行政手続のオンライン化・デジタル化の推進
- 窓口サービスのオンライン化・デジタル化の推進
- マイナンバーカードの多目的利用の推進

行政手続のオンライン化率・
平均利用率

②暮らしのデジタル化

- データ利活用の推進
- パーソナルデータを活用した新たなサービスの創出
- 健康・医療・介護、子ども、防災等分野のデジタル化
- デジタル化による教育・学びの充実
- 情報発信基盤の強化

姫路市民アプリ※のダウンロード数

※市民アプリ「ひめパス」及び
母子健康手帳アプリ「ひめっこ手帳」

③産業のデジタル化

- ゼロカーボンシティの推進
- 中小企業のデジタル化支援
- 観光分野のデジタル化
- 農業分野のデジタル化

デジタル技術の有効活用による
延べ宿泊者数の増

④デジタル社会を支えるシステム・技術

- 自治体情報システムの標準化・共通化と業務の見直し（BPR）の推進
- 行政のワークスタイルの変革による業務効率化
- 今後の発展したデジタル社会に必要な技術の研究開発・実証

業務のデジタル化による
業務時間削減数

⑤地域資源を豊かにするデジタル活用

- 人・物の移動におけるデジタル活用
- 地域の活力向上支援・地域デジタル人材の育成
- デジタルデバイド対策
- 新たなライフスタイルへの転換の支援

市が実施する又は公共施設において
実施されるスマホ講座・パソコン
講座等の延べ実施回数

位置付け

- 姫路市官民データ活用推進計画に基づき、本市のデジタル化を着実に推進するための戦略
- 現行計画の策定前（第1期計画の計画期間中）である令和3年10月に策定され、当時は「本市の最上位計画である姫路市総合計画『ふるさと・ひめじプラン2030』に掲げるビジョン及びミッションに基づき、デジタル化の加速を図るもの」とされた

目指すべき将来像

- 本格的な人口減少社会の到来や、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえた新しい生活様式への対応など、現実空間が「疎」となっていく中、デジタル技術がまちづくりや生活の様々な場面に浸透し、多様な主体間の連携・交流が「密」になり、誰もが暮らし（ライフ）に満足し、自分らしい生活を送っている。

戦術

- ① 短中期的課題解決の着実な積み上げ
- ② 姫路版スマートシティ事業の展開
- ③ 庁内デジタル人材の育成

推進方策

- ① 課題解決に特化したタスクフォースを設置
- ② 庁内プロジェクトチームを設置
- ③ デジタル人材育成研修を実施
- ④ 外部人材の知見を活用

現行計画の運用延長及び次期計画の始期について

- 官民データ活用推進基本法において、市町村官民データ活用推進計画は、国において策定される官民データ活用推進基本計画に即して策定することとされており、当該基本計画として位置付けられている「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の最新版は、本年6月13日に閣議決定されたところである。
- また、次期姫路市官民データ活用推進計画は、デジタルの力を活用した本市の地方創生の羅針盤としても位置付ける方針であり、国において推進されている「地方創生2.0」を勘案して策定する想定であるところ、その骨格を示す「地方創生2.0基本構想」が、上記重点計画と同じく本年6月13日に閣議決定されたところである。
- 以上の動向を踏まえつつ、十分な検討期間（約1年間）を確保するため、**現行（第2期）計画の運用を令和8年6月まで延長するとともに、次期計画の始期を令和8年7月としたい**。なお、現行計画の計画期間は令和8年3月までであるが、同年4月から6月までは、現行計画の趣旨に従い事業運営を継続するものとする。

～令和8年3月

現行計画の計画期間

4月～6月

現行計画の
運用延長期間

7月～

次期計画の計画期間

策定スケジュール

次期計画策定までのスケジュール

- 令和7年8月20日（本日） 第1回会議：計画策定の進め方、計画の方向性等について審議
- 令和7年11月下旬 第2回会議：第1回会議を踏まえた計画の骨子案について審議
- 令和8年2月下旬 第3回会議：第2回会議を踏まえた計画案について審議
- 令和8年3月下旬～4月中旬 パブリック・コメント（市民意見の募集）を実施
- 令和8年5月下旬 第4回会議：パブリック・コメントを反映した計画の最終案について審議
- 令和8年6月 次期計画を策定・公開

年月	R7 7	8	9	10	11	12	R8 1	2	3	4	5	6	7
内容		第1回会議 (方向性) ▼			第2回会議 (骨子案) ▼			第3回会議 (計画案) ▼			第4回会議 (最終案) ▼	次期計画 スタート ▼	
		方向性		骨子案		計画案		最終案		決定			
		データ収集・分析 ↔						パブリック・コメント ↔					

現行計画の一部改訂について

関連資料

【資料1-3】 第2期姫路市官民データ活用推進計画（全体版）

【資料1-4】 第2期姫路市官民データ活用推進計画（変更案）

【資料1-5】 姫路ライフ・デジタル戦略〔Ver.3.2〕

- 現行計画の推進体制として、計画で定めた基本的政策に係る施策の推進を目的に、関連する庁内の取組状況を確認するための体制として、副市長をトップとする「姫路市情報化推進委員会」が位置付けられている。
- 一方で、本計画に基づき本市のデジタル化を着実に推進するための戦略である「姫路ライフ・デジタル戦略」の推進体制として、市長をトップとする「姫路市デジタル戦略会議」があり、本市のデジタル戦略に関する意思決定を行うこととされている。
- 両会議体は、①目的が同種であり構成員も共通する部分が多いこと、②本計画及び同戦略の関係性（計画＞戦略）と各会議体のトップ（副市長＜市長）についてねじれ現象が発生していることから、現行計画の推進体制のうち「姫路市情報化推進委員会」を「姫路市デジタル戦略会議」に変更し、計画の進捗状況とこれを踏まえたデジタル戦略について一体的に議論することとしたい。
- 上記を踏まえ、現行計画（全体版）のP41「推進体制」及びP43「進捗管理」中、「姫路市情報化推進委員会」を「姫路市デジタル戦略会議」に改める。





住むほどに
好きが深まる
姫のまち